

○北海道公安委員会及び警察本部長における行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱の
制定について

令和5年3月30日

道本総第4760号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく北海道公安委員会及び警察本部長における行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案等の事務処理について、別添のとおり、「北海道公安委員会及び警察本部長における行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱」を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

北海道公安委員会及び警察本部長における行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱

第1 制定の趣旨

この要綱は、北海道公安委員会及び警察本部長における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「施行条例」という。）並びに個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則（令和5年北海道公安委員会規則第5号。以下「道規則」という。）及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程（令和5年警察本部告示第190号。以下「道規程」という。）に基づく行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案（以下「提案」という。）等に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

この要綱において次の各事号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事号に定めるところによる。

- (1) 提案窓口 行政機関等匿名加工情報の提供に関する相談及び案内並びに提案の募集及び受付を行うための窓口をいう。
 - (2) 業務主管課 提案に係る個人情報ファイルを保有し、又は個人情報ファイル簿に係る事務を主管する警察本部の課（課に相当するものを含む。）をいう。
- その他の用語の定義は、法、政令及び規則の定めるところによる。

第3 体制等

1 提案窓口の場所

警察本部総務課警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）に、提案窓口を置く。

2 提案窓口の開設時間

提案窓口の開設時間は、午前8時45分から午後0時00分まで及び午後1時00分から午後5時30分までとする（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項に規定する北海道の休日を除く。）。

3 各課の事務内容

- (1) 警察情報センターが行う事務

- ア 行政機関等匿名加工情報の提供についての相談及び案内に関する事。
- イ 提案の募集及び受付に関する事。
- ウ 手数料の納付に関する事。
- エ 行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務についての連絡調整に関する事。
- オ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施に関する事。
- カ その他行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総括に関する事。

(2) 業務主管課が行う事務

- ア 提案の審査に関する事。
- イ 提案をした者（以下「提案者」という。）への通知に関する事（手数料の積算を含む。）。
- ウ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する事。
- エ 行政機関等匿名加工情報の作成に関する事。
- オ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施の準備及び立会い等に関する事。

第4 相談及び案内

警察情報センターは、提案を行いたい旨の相談等があった場合は、手続等について説明する。この場合において、警察情報センターは、業務主管課の担当者その他適切な者の立会い及び助言を求めることができる。

なお、再度の問合せや事後の提案に備え、対応の経緯等について必要に応じて応接記録を作成する。

第5 提案の募集

警察情報センターは、法第110条各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルについて、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上期間を定めて、北海道警察ホームページに募集要綱を掲載することにより、提案の募集を行う（法第111条及び規則第53条第1項）。

第6 提案の受付等

1 受付時の確認事項

提案書（法第112条第2項に規定する書面をいう。以下同じ。）受付時における主要な確認事項は次のとおりである。

- (1) 募集期間内に行われた提案であるかどうか。
- (2) 募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案であるかどうか。
- (3) 提案書は、規則の別記様式第七を用いているかどうか（法第112条第2項及び規則第54条第1項）。
- (4) 提案書の記載事項に不備がないかどうか（法第112条第2項各号及び規則第54条第3項）。
- (5) 提案書の添付書類に不備がないかどうか（法第112条第3項各号及び規則第54条第4項）。
- (6) 代理人による提案の場合は、当該代理人の権限を証する書面が添付されているかどうか（規則第54条第2項）。

2 確認に当たっての留意事項

- (1) 募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案に該当しない場合の処理

提案に係る個人情報ファイルが、募集の対象に該当しない旨を教示するなど、適切な情報提供に努める。

(2) 電話又は口頭等による提案への対応

提案は、書面の提出によるとされており、電話又は口頭等による提案は認められない旨を教示するなど、適切な情報提供に努める（法第112条第2項）。

(3) 訂正の求め

提案書に必要な事項が記載されていない場合又は必要な添付書類が揃っていない場合等、提案に形式的な不備がある場合は、受付時に訂正を求める。ただし、提案書及び添付書類（以下「提案書類」という。）が送付された場合その他受付時に訂正を求めることができない場合は、警察情報センターにおいて提案者又はその代理人（以下「提案者等」という。）と連絡を取り、訂正を求める（規則第54条第7項）。

3 提案の受付

提案に形式的な不備がない場合は、受付をする。

提案に形式的な不備がある場合には、提案者等に訂正させた上で受付をする。

4 提案書類の業務主管課への配付

3の事項により受付をした提案書類は、業務主管課に配付するとともに、警察情報センターにおいて写しを保管する。

第7 提案の審査及び審査結果の通知等

1 提案の審査

業務主管課は、提案書類を受け取った場合は、当該提案が次に掲げる基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうかの審査を行う（法第114条第1項各号）。この場合において、提案書類の記載が不十分である等の理由により、十分な審査ができないと認めるときは、提案者等と連絡を取り、説明又は訂正を求める（規則第54条第7項）。

(1) 欠格事由

提案者が法第113条各号に定める欠格事由に該当しないことを誓約書等により確認する。

なお、誓約書については、規則の別記様式第八を用いることとされている（規則第54条第6項）。

(2) 行政機関等匿名加工情報の本人の数

行政機関等匿名加工情報の本人の数が規則第56条で定める数（1,000人）以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であることを確認する。

なお、提案に係る個人情報ファイルを構成する本人の数は、原則として募集期間終了時における数を確認するものとする。

(3) 行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法

当該提案に係る加工方法が規則第62条各号に掲げる基準に照らして適切なものであることを確認する。

なお、確認に当たっては、提案書から、個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の加工方法が明確に特定できることが必要であり、不明な点や曖昧な点については、提案者等に対して説明又は訂正を求め、提案者等との間で認識に相違が生じないように留意すること。

(4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容

提案書に記載の事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生

活の実現に資するものであることを確認する。

例えば、提案書記載の事業内容及び添付書類からみて、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合や興味本位の提案であると認められる場合等、提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が著しく乏しいと認められる場合は、本基準に適合しないこととなる。

また、事業の直接的な目的が提案者の利益に資するものであっても、事業活動を通じて、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められる場合は、本基準に適合し得ることとなる。

(5) 行政機関等匿名加工情報の利用期間

提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が、利用目的、利用方法及び事業内容等からみて必要な期間であることを事業計画等により確認する。

なお、利用期間は、法第118第1項の手続により実質的に延長をすることができる場合がある。

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置

提案書に記載の行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであることを確認する。

なお、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者においては、当該行政機関等匿名加工情報を法第2条第6項に規定する匿名加工情報として取り扱うことから、当該匿名加工情報について、本人識別行為が禁止される（法第45条）ほか、安全管理のために必要かつ適切な措置等が必要とされる（法第46条）ことに留意すること。

(7) 行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲での作成の可否

行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲で当該行政機関等匿名加工情報を作成することができるかどうかを確認する（規則第58条）。

なお、次のような場合は、著しい支障を及ぼすと判断することとなる。

ア 作成業務を受託する民間事業者がなく、行政機関自らが作成するとすると事務の遂行に著しい支障が及ぶ場合

イ 記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要がある、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合

ウ 抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければならない情報システムで管理運用している個人情報ファイルについて、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合

2 手数料の額

(1) 手数料の額の積算方法

業務主管課は、審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、次のアからウまでに掲げる額の合計額により、手数料の額を積算する（政令第31条第1項及び施行条例第7条）。

ア 基本事務に対応する額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料の額（提案1件当たり21,000円）。

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たって行った、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行若しくは成果物の検査等の作業に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に単価3,950円を乗じた額。

ウ 作成委託をする場合の額

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、その作成を事業者に委託する場合、当該委託先に対して支払う額。

なお、作成委託をする場合であっても、当該委託のための文書の起案・決裁等の委託手続をするために生じる事務に必要な時間等についてはイに含まれるものとして積算すること。

(2) 積算に当たっての留意事項

提案者に手数料の額を通知し、納付された後は、実際の処理に要した工数が事前に積算した工数と相違する場合であっても差額の還付又は請求は行わないこととするため、正確な手数料の積算を行うこと。ただし、提案者に通知した手数料の額に形式的な誤りが判明した場合（例えば、10,000円とすべきところを100,000円と誤記した場合等）はこの限りでない。

3 審査結果の通知

(1) 審査基準に適合する場合

業務主管課は、審査の結果、提案が審査基準の全てに適合すると認めるときは、規則の別記様式第九により作成した「審査結果通知書」により次の事項を警察情報センターを介して提案者に通知する（法第114条第2項及び規則第59条第2項）。

ア 法第115条の規定により行政機関の長との間で提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

イ 納付すべき手数料の額

ウ 手数料の納付方法

エ 手数料の納付期限

オ 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

カ その他必要な事項

なお、当該通知には、「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」（道規則別記第31号様式又は道規程別記第30号様式。以下「申込書」という。）及び参考様式1を参考として作成した「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書」（以下「契約書」という。）2通を併せて同封する（規則第59条第1項）。

(2) 審査基準に適合しない場合

業務主管課は、審査の結果、提案が審査基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則の別記様式第十一により作成した「審査結果通知書」を、警察情報センターを介して提案者に対し通知する（法第114条第3項及び規則第59条第3項）。

なお、当該提案が審査基準に該当しない理由については、どの審査基準について、どのような理由から適合しないと認めると判断したかを可能な限り具体的に記載するものとする。

第8 手数料の納付及び契約の締結

1 手数料の納付

(1) 手数料の確認等

警察情報センターは、審査基準に適合する旨の通知を受けた提案者（以下「契約者」という。）又はその代理人（以下「契約者等」と総称する。）から送付された申込書に手数料相当額の北海道収入証紙（以下「収入証紙」という。）が貼付されているか確認を行い、不備がない場合には、収入証紙に消印をする。

収入証紙に消印をした申込書及び契約書は、業務主管課に配付するとともに、警察情報センターにおいて写しを保管する。

(2) 不備がある場合の措置

ア 収入証紙が未貼付又は不足している場合

申込書に所要の収入印紙が貼付されていない場合又は収入証紙の額が不足している場合には、契約者等に連絡を取り、申込書を返戻するとともに、所要の収入証紙を貼付した上で再提出を求める。

イ 手数料が過納である場合

申込書に貼付された収入印紙の額が所要の額より多い場合、収入印紙に消印する前に、契約者等に連絡を取り、申込書を返戻するとともに、所要の額どおりの収入証紙を貼付し直した上で、再提出を求める。

2 契約の締結

業務主管課は、申込書及び契約書を受け取った場合、契約書2通に記名し、うち1通を警察情報センターを介して契約者等に送付するとともに、残りの1通を申込書とともに保管する。

第9 行政機関等匿名加工情報の作成及び行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

1 行政機関等匿名加工情報の作成

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成

業務主管課は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容及び仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成する。この場合において、作成等に当たり不明な点等が生じた場合は、契約者等に確認する等、適切に対応すること。

また、行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる個人情報を復元できないようにするために、規則第62条各号に定める基準に従って個人情報を加工するとともに、作成した行政機関等匿名加工情報については、契約者等に提供する前に、適正に加工されていることを確認すること。

(2) 作成を委託する場合の留意事項

ア 委託先との契約

行政機関等匿名加工情報の作成を事業者に委託する場合、手数料の積算を適切に行うため、契約者に審査結果を通知する前に委託先に対して委託料の見積額を算定させ、こ

れを精査する必要があるが、審査結果通知の段階においては、契約の締結が確定的でないことから、委託先との間において契約者との利用契約の締結を停止条件とする委託契約を締結しておく必要がある。

このため、委託先の選定に当たっては、条件付の契約となることを十分周知し、当該委託契約が契約者との利用契約締結を停止条件として発効する旨を委託契約書で明らかにしておく必要がある。

イ 安全確保の措置

行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の事務処理は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じて取り扱うものとし、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合の措置について（令5. 3. 30道本総第4759号。以下「業務委託通達」という。）の定めに従い、委託契約に秘密保持、再委託の制限等を明記するとともに、委託先における管理体制や検査に関する事項等を書面で確認するなど、適切な措置を講じるものとする。

2 行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

(1) 安全確保の措置

作成した行政機関等匿名加工情報、作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報については、業務委託通達のほか、北海道警察における個人情報等の管理に関する訓令（令和5年警察本部訓令第15号）等の定めに従い、適切に取り扱うこと（法第121条第2項及び第3項）。

(2) 従事者の義務

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する職員は、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第122条）。

第10 行政機関等匿名加工情報の提供及び提供後の監督

1 行政機関等匿名加工情報の提供

業務主管課は、行政機関等匿名加工情報を作成した場合、提案書に記載の方法に従って、警察情報センターを介して速やかに契約者等に提供する。この場合において、警察情報センターは、業務主管課の担当者その他適切な者の立会い及び契約者等への説明を求めることができる。

2 提供後の監督

(1) 提案内容の変更

業務主管課は、行政機関等匿名加工情報の提供後に、契約者等から提案書の記載事項等について、変更が生じた旨の連絡を受けた場合、次のとおり対応する。

ア 事業の変更とまで言えないもの

人事異動等により行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者等に変更が生じた場合等、事業の変更とまで言えない軽微な変更については、参考様式2を参考として、直ちに記載事項変更申出書を届け出るよう教示する。

イ 事業の変更にあたるもの

利用期間の延長、利用目的の追加・変更等、事業内容の変更にあたるものについては、法第118条第1項後段に基づき、事業の変更に係る提案を行わせる。

(2) 契約の解除

業務主管課は、契約を締結した者が次のいずれかの事由に該当するとき又は当該契約で定める解除事由に該当するときは、契約を解除することができる。

ア 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき

イ 法第113条各号に定める欠格事由に該当することとなったとき

ウ 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

第11 作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案等

提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供を希望し、又は既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、提案書に記載した事業の変更を希望する場合（例えば、提案書に記載した行政機関等匿名加工情報の利用の目的を変更したい場合や、利用期間を延長したい場合）において、法第118条第1項に基づく提案が行われたときの手続については、第6から第10まで（第7の1の(2)の事項及び(3)の事項を除く。）を準用する。

なお、提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供に係る契約を締結する場合に納付すべき提案1件当たりの手数料の額は、提案者の手数料と同一の額とし、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、事業の変更に係る契約を締結する場合に納付すべき提案1件当たりの手数料の額は、12,600円とする。この場合において、提案書については規則の別記様式第十二を、審査基準に適合する場合の審査結果通知書については規則の別記様式第十三を、審査基準に適合しない場合の審査結果通知書については規則の別記様式第十四をそれぞれ用いることとなるので留意すること。

また、契約書については、参考様式3を参考として作成すること。

第12 その他

- 1 警察本部総務課長は、この要綱の手続によることが困難な場合には、別の取扱いをすることができる。
- 2 提案の事務処理等に当たっては、この要綱のほか、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）等を適宜参照すること。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

一 行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの名称

二 作成する行政機関等匿名加工情報の名称

三 手数料の額

円

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第113条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する（国家公安委員会委員長又は警察庁長官）（甲）と（行政機関等匿名加工情報を事業に利用しようとする者の名称）（乙）とは、行政機関等匿名加工情報の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自一通を保有する。

年 月 日

（甲） 住 所
名 称
代表者氏名

（乙） 住 所
氏 名（名称）
代表者氏名

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本行政機関等匿名加工情報」とは、本契約に基づいて甲が作成し、乙がその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報であって、別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第5条第1項に規定する本行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(本行政機関等匿名加工情報の作成及び提供)

第3条 甲は、別紙1に定める仕様による本行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。

- 2 甲は、本行政機関等匿名加工情報の作成を完了したときは、別紙1【行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、乙に対して本行政機関等匿名加工情報を提供するものとする。
- 3 前項の規定により、乙が甲から本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 乙は、本行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して14日以内に、甲に対し、理由を明示して本行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、本行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。
- 3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。
 - 一 本行政機関等匿名加工情報に関する著作権は甲に帰属すること

二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

第6条 乙は、第3条第2項の規定により本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

2 乙は、本行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。

3 乙は、本行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、本人を識別するために本行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 乙は、本行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、法第111条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

一 開示された時点で、既に公知となっている情報

二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報

三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報

四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。

4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。

2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務付けられている場合はこの限りでない。
- 4 甲は、乙に対し、前項に従って本行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 5 乙は、本契約が終了した後も、本行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(甲による契約解除)

第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき。
 - 二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対して虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき。
 - 三 乙が法第111条（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。
 - 四 乙に重大な契約違反行為があったとき。
- 2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本行政機関等匿名加工情報に関する手数料は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人その他の団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第12条 甲は、前二条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

2 乙は、甲が前二条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

第15条 甲は、乙が本行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第16条 本契約の解釈及び適用に当たっては日本法が適用される。

(管轄)

第17条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第19条 本契約が終了した後も、第6条から第8条まで、第12条、第13条及び第15条から第18条までについては有効に存続するものとする。

(別紙 1)

1 行政機関等匿名加工情報の詳細

(1) 作成に用いる個人情報ファイルの名称

(2) 行政機関等匿名加工情報の名称

(3) 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数 (データ量)

(4) 行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容 (下表のとおり。)

記録項目	情報の内容

2 行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙 2)

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

- 提供された行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- 提供された行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- 提供された行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- その他、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。

記載事項変更申出書

(北海道公安委員会又は北海道警察本部長) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報とその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報とその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。
- 2 行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者 (以下「取扱従事者」という。) に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考欄」に記載すること。
- 3 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
- 4 上記1の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
- 5 上記2の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
- 6 規格は、A列4番縦長とすること。

作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

一 作成された行政機関等匿名加工情報に係る個人情報ファイルの名称

二 利用する行政機関等匿名加工情報の名称

三 手数料の額

円

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第116条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する者（国家公安委員会委員長又は警察庁長官）（甲）と（作成された行政機関等匿名加工情報を事業に利用する者の名称）（乙）とは、法第115条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報（以下「作成済行政機関等匿名加工情報」という。）の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名の上各自一通を保有する。

年 月 日

（甲） 住 所
名 称
代表者氏名

（乙） 住 所
氏 名（名称）
代表者氏名

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本作成済行政機関等匿名加工情報」とは、法第115条の規定により個人情報ファイル簿に記載された作成済行政機関等匿名加工情報を乙がその事業の用に供するものであって、別紙1【作成済行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第5条第1項に規定する本作成済行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(行政機関等匿名加工情報の提供)

第3条 甲は、別紙1に定める本作成済行政機関等匿名加工情報を、別紙1【作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、乙に提供するものとする。

- 2 前項の規定により、乙が甲から本作成済行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙1【作成済行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題を発見したときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して14日以内に、甲に対し、理由を明示して本作成済行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、本作成済行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本作成済行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。
- 3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。
 - 一 本作成済行政機関等匿名加工情報に関する著作権は甲に帰属すること
 - 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本作成済行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

第6条 乙は、第3条第1項の規定により本作成済行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本作成済行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

2 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。

3 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を取り扱うにあたっては、本人を識別するために本作成済行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、法第111条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

一 開示された時点で、既に公知となっている情報

二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報

三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報

四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。

4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

（契約終了後の措置等）

第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。

2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本作成済行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。

3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本作成済行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務づけられている場合はこの限りでない。

4 甲は、乙に対し、前項に従って本作成済行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたこと

を証する書面の提出を求めることができる。

- 5 乙は、本契約が終了した後も、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本作成済行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(甲による契約解除)

第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき。
 - 二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対し虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき。
 - 三 乙が法第111条（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。
 - 四 乙に重大な契約違反行為があったとき。
- 2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本作成済行政機関等匿名加工情報に関する手数料は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。）が、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第12条 甲は、前二条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

2 乙は、甲が前二条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

第15条 甲は、乙が本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第16条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(管轄)

第17条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第19条 本契約が終了した後も、第6条から第8条まで、第12条、第13条及び第15条から第18条までについては有効に存続するものとする。

(別紙 1)

1 作成済行政機関等匿名加工情報の詳細

(1) 作成に用いた個人情報ファイルの名称

(2) 作成済行政機関等匿名加工情報の名称

(3) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数 (データ量)

(4) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容 (下表のとおり。)

記録項目	情報の内容

2 作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙 2)

作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- ・ 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- ・ その他、作成済行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。